

福岡県公報

令和四年五月二十四日
第 三 百 号
増 刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年五月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福岡市(東区)の表中

香椎原病院介護医療院	〃	〃	香椎三ー三ー一	を
香椎原病院介護医療院	〃	〃	香椎三ー三ー一	
介護医療院東福岡和仁会	〃	〃	奈多一ー四ー一	に改める。